

2025年大阪・関西万博 公式キャラクター愛称 募集のご案内

応募要項

2022年 4月26日

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会

はじめに

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会(以下、「協会」といいます。)は、2025年日本国際博覧会(以下、「大阪・関西万博」といいます。)の開催に向けて、大阪・関西万博の周知と更なる機運の醸成を目的として、博覧会を象徴する大阪・関西万博の公式キャラクター(12ページ参照。以下、「公式キャラクター」といいます。)の愛称を広く一般より公募します。

大阪・関西万博のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」は、一人ひとりが、自らの望む生き方を考え、それぞれの可能性を最大限に発揮できる社会、こうした生き方を支える持続可能な社会を、世界が一体となって実現していくことを目指すものです。

「未来社会の実験場」というコンセプトのもと、国連が掲げる「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成や日本の国家戦略「Society5.0」の実現に貢献する共創の場となることを推し進めていきます。

公式キャラクターは広く皆さまに愛され、開催前より様々な場面で万博を盛り上げる存在であるとともに、大阪・関西万博が掲げるテーマ・コンセプト・目的を伝える重要な役割を担っております。ぜひ皆さまの創造力を存分に発揮した公式キャラクターの愛称をお寄せください。

KEYWORD

(大阪・関西万博で伝えたいこと)

- さまざまな個(一人ひとり)が輝く
- 個と個が繋がり、共創が生まれる
- 共創が連続することで、持続可能な世界が創り出される
- 日本らしさ、大阪・関西らしさを発信する
- 今までにないアプローチに挑戦する

【大阪・関西万博のテーマとコンセプト】

- [テーマ] いのち輝く未来社会のデザイン
“Designing Future Society for Our Lives”
- [コンセプト] 未来社会の実験場 “People’s Living Lab”

公式キャラクター愛称募集にあたり

公式キャラクター愛称について

公式キャラクターの愛称の発想やアイデアは自由です。

公式キャラクター愛称の活用方法について

公式キャラクターは大阪・関西万博との接点として様々なシーンで活躍いたします。今後、公式キャラクターのグッズ販売や公式キャラクターを用いた宣伝活動など、公式キャラクターが登場するさまざまな場面において、公式キャラクターとともに、または単独で、愛称を表記することを予定しています。

応募資格・応募点数

応募資格

- プロ・アマは問いません。経験や受賞歴の有無等は不問です。
- 年齢の制限はありません。
※18歳未満の方は親権者等の法定代理人とともに応募いただけます。
- 日本国籍の方、または、日本在住の外国籍の方(日本国内の住民票をお持ちの方)を対象とします。
※選考が進んだ場合、各種手続(電話やメールでの連絡、直接の面談等)が生じ得ます。
応募者におかれましては、予めご理解ご協力のほどよろしくお願いします。
※ご連絡をする期間は、2022年6月下旬～2022年7月中旬の予定です。
※ご連絡が取れなかった場合は、選考対象外となる場合があります。
- 個人での応募のみとなり、グループでの応募は出来ません。
- 協会の職員および公式キャラクター愛称の審査・選考に関与する方は応募できません。

応募作品点数

- 1人2点までとします。

応募方法・応募内容

応募受付期間

2022年4月26日(火)15時 ~ 5月16日(月)15時

応募方法

応募受付期間内に、「2025年大阪・関西万博キャラクター愛称公募サイト」からご応募ください。
(<https://character.expo2025.or.jp/name/index.html>)

※郵送、FAX、電子メールおよび直接持ち込み等での受付は実施しません。

※締め切り間際はサイトが混雑し、繋がりにくくなる可能性があるため、お早めにご応募ください。

応募内容

- 「①キャラクターの愛称案」、「②キャラクターの愛称案のコンセプト」を、それぞれ応募受付フォームに入力してください。詳細は以下のとおりです。

①キャラクターの愛称案

ひらがな、もしくは、カタカナにて応募受付フォームにご入力ください。

※漢字、ローマ字、外字、外国語、記号等は不可です。

※氏名等、応募者が特定できる情報は記載しないでください。

②キャラクターの愛称案のコンセプト

日本語で200文字以内にて応募受付フォームにご入力ください。

※上記①の愛称案にした理由・意図、当該愛称案に込めた想いなどを自由にお書きください。

※氏名等、応募者が特定できる情報は記載しないでください。

- 上記①・②を1作品1セットとして、「2025年大阪・関西万博キャラクター愛称公募サイト」から、応募受付フォームを通じてご応募ください。

公式キャラクター愛称応募条件

公式キャラクター愛称を応募する際は、以下の条件を遵守してください。

- 応募者が大阪・関西万博のために独自に創作したオリジナルの愛称に限ります。
- 公式キャラクターに性別はありません。特定の性別を明らかに想起させる愛称はお控えください。

注意事項

以下に該当するものは審査の対象外となりますのでご注意ください。

- キャラクターの愛称案・キャラクターの愛称案のコンセプト(4ページ参照)のいずれかが欠けているもの。
- キャラクターの愛称案がひらがな・カタカナ以外のもの。
- キャラクターの愛称案・キャラクターの愛称案のコンセプトに応募者が特定できる情報が記載されているもの。
- 既存のキャラクターの名称・略称・愛称や、商品名・サービス名等をアレンジしたことが明らかであるもの。既に公表されているもの(Webに掲載されたもの含む)と同一もしくは類似し、かつ、特定のキャラクター等の愛称等として周知と考えられるもの。

※応募後に、Web・SNS等にアップされた応募作品も審査対象外となります。

- 過去の国際博覧会のキャラクター愛称をアレンジしたもの。
- 第三者の著作権や商標権等の権利や利益を侵害するおそれのあるもの。
- 政治的・宗教的・商業的メッセージ・反社会的な要素・誹謗中傷を含むもの。
- その他公序良俗に反するもの。

審査選考

審査選考の進め方

- 公正を期すため、応募者名等は伏せた上で審査を行います。
- 審査選考の流れは、下記「審査選考フロー」のとおりです。
- 審査内容に関しては、理由の如何に関わらず開示しません。
- キャラクターの愛称案のコンセプトも審査対象となります。
- 複数の方から同じ愛称案が応募されている場合には、コンセプトも踏まえて選出致しますが、最終的に協会による厳正な抽選にて選出することがあります。
- 同じ愛称案の応募数の多寡は選考に直接関係するものではありません。
- 全応募作品の中から「最優秀作品」1作品を選出します。

審査選考フロー

● 形式要件確認

事務局により、本応募要項に記載した基本的な形式要件を満たしているかを確認

● 1次審査

形式要件を満たした応募作品について、コピーライターなどにより審査観点(7ページ参照)から絞り込みを実施

● 言語チェック

1次審査によって絞り込まれた作品について、日本語および海外言語における意味について確認を実施

● キャラクター愛称選考委員会

1次審査および言語チェックで絞り込まれた作品の中から、キャラクター愛称選考委員の協議により「最優秀候補作品」を選考

● 商標調査

協会の指定する弁護士・弁理士等により「最優秀候補作品」の国内外における商標調査を実施して、キャラクター愛称選考委員会での協議結果をもとに「最優秀作品」を決定

審査観点

- 独自性(オリジナリティがあるか)
- 親密性(親しみやすさ、なじみやすさがあるか)
- 国際性(グローバルにおける伝わりやすさがあるか)
- 記憶性(覚えやすいかどうか)
- 意味性(万博のテーマ、コンセプトや愛称そのもののコンセプトが明確にあるか)

結果発表・表彰

選考結果

- 「最優秀作品」の受賞者に通知するとともに、2025年日本国際博覧会協会公式サイトで当該作品および受賞者のお名前を公表します。同じ愛称案を応募された方が複数いた場合、上記「審査選考の進め方」に基づき、原則として1名の方を受賞者といたします。

(<https://www.expo2025.or.jp/>)

賞金

- 「最優秀作品」賞金：30万円

※ただし、受賞者が複数いる場合には、上記金額を受賞者人数で按分いたします。

注意事項

応募者は、以下の事項について承諾したうえで、作品の応募をお願いいたします。
「最優秀作品」の決定に当たっては、別途、協会と契約を締結していただく必要があります。

応募作品の知的財産権等について

- 応募者は、その応募作品が「最優秀作品」に決定された場合には、当該作品に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含みます。）、商標権、その他の知的財産権、所有権等の権利を協会に無償で譲渡するものとします。また、協会またはその指定する者等により、当該作品につき日本国内外での商標の出願・登録が行われることがあることをご了解いただき、権利譲渡や保護等に関して必要となる書類の提出その他の各種事務・手続等についてご協力いただきます。
- 協会は「最優秀作品」を、公式キャラクターの愛称として用い、ライセンス商品などに利用するほか、公式キャラクターの動画や立体物などにおいて利用できるものとします。また、協会は、「最優秀作品」のローマ字表記等を決定し、同様に利用できるものとします。但し、これら以外の利用の場合で、「最優秀作品」の二次的著作物（著作権法2条1項11号）を利用する必要があるときは、その内容に応じて、作成者（当該応募者を含みます。）、作成方法、権利の帰属などについて、当該応募者と協議して定めるものとします。協議が整わない場合には、これらの点について協会案を承諾したものとさせていただきます。また「最優秀作品」の応募者は、協会が、①作品を公表すること、②公式キャラクターの愛称としての利用に際して応募者名を表示しないこと、③公式キャラクターの愛称としての性質等に照らしやむを得ないと認められる改変を行うことに同意していただきます。
- 応募作品のうち「最優秀作品」について、協会は、広報・記録等を目的とした印刷物、Web、展示会等にて無償でこれを使用できるものとするをご了解いただきます。
- 「最優秀作品」について、協会の判断により、応募者と協議の上、修正を行う場合があります。
- 応募者には、その応募作品が当該応募者自らが創作したオリジナルの作品であって自らが著作者であること、会社の業務で作成したものではないこと、既に公表されている自らまたは第三者の作品（Web上で掲載されたものも含みます。）と同一または類似し、かつ、特定のキャラクター等の愛称等として周知と考えられるものではないこと、応募者が認識している限り第三者の著作権、商標権その他の知的財産権等の一切の権利を侵害するものではないことを確約していただきます（ただし、応募者は第三者の同一・類似の著作権・商標権の有無につき調査義務を負うものではありません。）。これらの違反があった場合にはその一切の責任を負うこととします。

- 「最優秀作品」の応募者と協会においては、下記アおよびイに掲げた事項を遵守することとします。
 - ア 協会による公式キャラクターの愛称の利用(やむを得ない改変を含みます。)にあたっては、応募者の社会的評価を下げないようにする。
 - イ 公式キャラクターの愛称の利用に関するガイドラインその他協会指定の特定の個所に、応募者の氏名を表記する。
- 「最優秀作品」の応募者は、公式キャラクターの愛称の採用を自分の実績の一つとして公表できますが、自己または第三者の宣伝広告には用いないものとします。
- 「最優秀作品」の応募者は、協会から許諾を得ることなく、公式キャラクターの愛称と類似した名称・略称・愛称・商品名・サービス名等を自ら作成・使用せず、第三者をして作成・使用させないようにします。

個人情報取扱について

- 応募者の個人情報については、応募や選考に関するご連絡その他審査事務に必要な範囲のみで使用いたします。また、協会やBIE(博覧会国際事務局)に提供し、選考委員会等に必要限度で提供することがあります。その他協会のプライバシーポリシー(<https://www.expo2025.or.jp/privacy/>)にご同意いただきます。

その他応募に関する注意事項

- 応募に要する費用はすべて応募者の負担とします。その他応募者が応募を行ったことにより被った損失・損害については責任を負いかねます。
- 最優秀賞の選考にあたり、協会から応募者に対して連絡を取らせていただく場合がありますが、「最優秀作品」の公表までは、当該連絡の事実および内容を秘密事項として取り扱っていただきます。これらの情報を第三者に口外しないようお願いいたします。
- 協会は、「最優秀作品」以外の応募作品は公表せず、これらの「①キャラクターの愛称案」「②キャラクターの愛称案のコンセプト」のデータは責任をもって消去し、本件選考以外の目的で複製その他の利用に供しないものとします。なお、協会は、ご提供いただいた応募作品の管理に万全の注意を払いますが、天災その他の不慮の事故等に基づく破損、紛失等については責任を負いかねますので、応募作品に係るデータ等のバックアップは各自でご対応ください。
- 応募作品について本応募要項に違反する事実が明らかになった場合には、審査の対象外とし、または応募を無効とすることがあります。また、「最優秀作品」について本応募要項に違反する事実が明らかになった場合には最優秀賞を取り消す場合があります。最優秀賞が取り消しとなった場合、最優秀候補作品の中から新たな「最優秀作品」を選出します。最優秀賞が取り消された場合で、すでに賞金が支払い済みのときには、協会に対し、支払済みの賞金の全額を返金していただきます。

- 未成年者等の方は、応募にあたり、親権者等の法定代理人の同意を得たうえで、同法定代理人とともに応募してください。「最優秀作品」の決定にあたっては、著作権等の権利譲渡や賞金授受等に関して改めて親権者等の法定代理人の同意書が必要になります。
- 応募作品に関する知的財産権その他の一切の権利の全部または一部について、応募後に第三者にこれを譲渡し、移転し、若しくは担保に供する等の処分をし、または出願・登録手続等を行っていることが判明したときは、応募を無効とすることがあります。
- 本応募要項に記載された事項(スケジュール、注意事項等)については、今後、協会の判断により、変更または追加することがあります。その場合は、それまでに既に応募した方であってこれに同意できない方は、その応募を撤回できますが、応募に要した費用その他損失・損害等の負担には応じかねます。
- 審査過程については、サイトにて随時ご報告する予定です。個別のお問い合わせにはお答えできませんので、ご了承ください。
- 本応募要項の内容も含め、応募に関する一切の事項は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとし、本応募要項への同意にもかかわらず応募に関して紛争が生じた場合には、大阪地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることをご了解いただきます。
- 暴力団、暴力団員(または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団をはじめ、テロリズムその他の犯罪行為を行うおそれがある団体の構成員またはテロリスト等(疑いがある場合を含みます。)その他これらに準ずる者(以下、総称して「反社会的勢力等」といいます。)は応募できません。審査の過程で、反社会的勢力等からの応募であると判明した場合には、応募を無効とします。

大阪・関西万博 公式キャラクターについて(参考)



制作意図

ロゴマークをそのままキャラクターに出来ないかな?というアイデアから生まれました。

「水の都」の水と一緒にすることで、姿を変えられることをコンセプトに、ロゴマークをパーツに分けて、色々な形のキャラクターを考えてみました。生き生きとしたロゴマークのイメージを損なわない様に心がけました。

特徴

このキャラクターに定まった形はありません。メインのデザインはあくまで形のひとつ。

赤い部分は分裂し、青い部分は自在に形を変える。定まることはありません。

万博に関わる全ての人々、一人一人の頭の中で、キャラクターは色々な姿に変化してゆきます。

だからこそ、その形は、今の多様性の世の中から善き未来の姿をうつし出すことを願っています。

ロゴマークとの関係性

生きているロゴマークは、ずっと「変わりたい」と願っていました。

ある時、清い水と出会ったことで、色々な形に姿を変えることが出来る様になりました。

その時から、ロゴマークはこのキャラクターと、ひとつになりました。

ロゴマークは「なりたい自分になる」そう願いながら日々、より善き姿を求めて変化しています。

想像する力がある限り、変化の可能性は無限大です。

問い合わせ先

〔 一般の方のお問い合わせ 〕

2025年日本国際博覧会キャラクター愛称公募事務局

メールアドレス:expo2025_charaname@ddcontact.jp

電話番号:0120-922-725

(電話受付時間:平日9時~17時のみ 土・日・祝日を除く)

※審査選考過程に関する個別のお問い合わせはお答えしかねますので、ご了承ください。

〔 報道関係者の方のお問い合わせ 〕

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 広報部

電話番号:06-6625-8654